

閲覧用

令和3年度加美町農業委員会
第2回定例総会議事録

令和3年5月25日（火）

加美町役場小野田庁舎 2階会議室

加美町農業委員会

令和3年度第2回定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年5月25日(火)午後1時30分～午後1時55分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 欠席委員(1名)

委 員	2番	澁 谷 幹 男
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第5号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第6	報告第6号	農地の利用変更届について
日程第7	議案第5号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第7号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大
農業委員会事務局主事	青 砥 沙 織

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第2回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（嶋津寿則事務局長） それでは定刻でございますので、令和3年度加美町農業委員会 第2回定例総会を開催いたします。初めに会長からご挨拶をお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） 本日は令和3年度 加美町農業委員会 第2回定例総会にご出席、ご苦勞様でございます。今年の田植えは、天候にも恵まれ順調だったのではないのでしょうか。一部の方を除いては、ほとんど終わったというような報告をいただきました。また加美町のコロナ感染状況につきましては、感染対策によりだいぶ治まってきたように感じます。そして高齢者のワクチン接種が始まっており、もう受けた方もいらっしゃるかと思いますが、加美町の65歳以上に関しては恐らく6月、7月中旬までには終わるのではないのでしょうか。それによって、コロナも収束という明るい道が見えるのかなと願っている次第でございます。また去年は中止となりましたが、今月28日からさつまいも植えが始まります。園児との接触においては密にならないよう、十二分に気を付けながら作業していただきたいと思います。そして秋口にはコロナも治まっているでしょうから、楽しんで収穫できるよう、今回のさつまいも植えもどうかひとつよろしくをお願いいたします。

本日の議案も慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。

*事務局（嶋津寿則事務局長） ありがとうございます。それでは農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。2番 澁谷幹男委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

- *議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番 板垣文一委員、14番 尾形徳夫委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- *議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

- *議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 嶋津寿則君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

- *事務局（青砥沙織主事） 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和3年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は4件でございます。

報告書番号 1
貸人 A氏
借人 B氏
所在地 字鹿原三杉中…番…の田 外 3 筆
面積 合計 6,002 m²
基盤強化促進法

報告書番号 2
貸人 C氏
借人 D氏
所在地 字漆沢野岸…番の田 外 8 筆
面積 合計 6,985 m²
基盤強化促進法

報告書番号 3
貸人 E氏
借人 F氏
所在地 字新伯治…番の田
面積 7,695 m²
基盤強化促進法

報告書番号 4
貸人 G氏
借人 H社
所在地 下狼塚字西田…番の田 外 1 筆
面積 合計 631 m²
基盤強化促進法

[以上 4 件の賃貸借の合意解約について説明。]

* 議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） はい、7 番 三嶋委員。

* 7 番（三嶋秀二郎委員） 合意解約後、こちらの農地はどなたが利用するのですか。

* 議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（青砥沙織主事） 報告番号2番につきましては、C氏から息子さんへ贈与したいとのご意向がありまして、その後法人で作っていただく予定でございます。3番につきましては、所有者のE氏が土地改良区の役員をするにあたり、自身で経営している農地がないと役を受け取れない為、小作で契約するとのことでした。ですので実際はF氏が耕作するそうです。4番に関しては、今度大崎市古川の方が耕作するというので、まだ利用権設定は行っておりませんが、話がまとまり次第設定したいとお話を伺っております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第4号を終了いたします。

日程第5 報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和3年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は7件でございます。

報告書番号3

駐車場 上狼塚字寺前…番 外5筆

面積 合計1,058㎡

令和4年5月31日完了予定（進捗率 30%）

報告書番号4

農業機械格納庫建設及び実証圃の設置 字中ノ内…番

面積 2,481㎡

平成30年11月30日完了予定（進捗率 0%）

報告書番号1番2番及び5番から7番については議案書のとおり完了報告書の提出がございました。

[以上7件の工事進捗状況・完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第5号を終了いたします。

日程第6 報告第6号 農地の利用変更届について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第6号 農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第6号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。
令和3年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地の利用変更届は1件でございます。

報告書番号1

届出者 I氏

所在地 字原瀬清水…番…

現況 田

面積 111.36㎡（571㎡のうち）

乾燥調製施設の増築

[以上1件の利用変更届について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第6号を終了いたします。

日程第7 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請人 J氏 字町屋敷二番…番地…

申請地 字長檀…番…

面積 312㎡

申請事由 駐車場用地

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和3年7月1日着工予定 / 令和3年9月30日完成予定

申請地は加美町役場小野田支所の西約90mに位置し、加美町役場支所のおおむね300m以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、8番 今野修委員お願いします。

*8番（今野修委員） 5月17日、農地法第4条の規定による許可申請に係る審査ということで嶋津局長、畠山係長、板垣文一委員、千葉連悦委員、私の5名にて現地を確認しました。申請人は字町屋敷二番…番地…のJ氏、申請地は字長檀…番…の畑、312㎡であります。申請事由は駐車場用地で、J氏が所有・耕作している農地が近くにあり、耕作機械や資材、肥料等を搬入搬出する為に必要であるとのこと。申請地は加美町役場小野田支所の西約90mに位置し、おおむね300m以内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。周辺の農地に係る営農条件への支障の有無ですが、土盛りはせず砂利敷きを行い、用排水施設はなく雨水は隣接する既設水路に放流するため問題はございません。総合判断として、許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和3年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 K氏 字中畑…番地…

受人 L氏 / M氏 字下原…番地…

申請地 字上野原…番…

面積 183㎡

申請事由 売買による専用住宅建築

事業資金 借入金 …万円

事業計画 令和3年7月10日着工予定 / 令和3年12月30日完成予定

申請地は加美町役場小野田支所の南東約600mに位置し、小野田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設、若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

- *議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、8番 今野修委員お願いします。

- *8番（今野修委員） 同じく5月17日、担当委員・事務局にて現地を確認いたしました。農地法第5条の規定による許可申請に係る審査ということで、申請地は字上野原…番…の畑、183㎡。渡人である字中畑…番地…のK氏から、字下原…番地…のL氏 M氏へ住宅建築の為、売買による所有権移転であります。申請地は加美町

役場小野田支所の南東約600mに位置し、小野田市街に連続する住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設、若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。事業の場 生活の場として非常に適しており、落ち着いた環境に恵まれている為申請地を選定したとのことです。土盛りは行わず、雨水は町道側溝へ放流し汚水は公共下水道へ接続する為支障はなく、調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第7号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第7号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第7号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和3年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買3件・賃貸借1件・使用貸借1件でございます。

申請番号1

渡人	N氏
受人	O氏
申請地	下新田字桑原の田
面積	7,522㎡
権利移動の種別	売買
売買金額	総額…万円

申請番号 2
渡人 P氏
受人 Q氏
申請地 字清水田の田 外 2筆
面積 合計 4, 4 1 1 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 3 番から 5 番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上 5 案件で、田 1 0 筆・畑 1 筆 面積 3 4, 9 4 8 m²。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 5 件の集積計画について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 7 号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

* 議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和 3 年度第 2 回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後 1 時 5 5 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 嶋津寿則が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年5月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 板 垣 文 一

署名委員 尾 形 徳 夫